

令和7年度 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修実施要領

1 目 的

指定（介護予防）小規模多機能型サービス及び看護小規模多機能型サービスにおける計画作成担当者に対し、必要な専門的知識及び技術に関する研修を実施することにより、計画作成能力の向上を目指し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。

2 実施主体 山梨県（研修の実施運営は、（公財）介護労働安定センター山梨支部）

3 日 時

第1日目： 令和7年 11月 13日（木） 午前10時30分～午後4時30分

第2日目： 11月 14日（金） 午前10時30分～午後4時30分

4 場 所

講義・演習：山梨県中小企業人材開発センター（山梨県甲府市大津町2130-2）

5 受講対象者

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者若しくは計画作成担当者になることが予定されている者であって、かつ、認知症介護実践者研修（又は旧基礎課程）を修了している者

6 受講定員 20名

7 申込み

受講希望者は、認知症介護実践者研修（又は旧基礎課程）の修了証書（写）を添付し、別添申込書に記入の上、事業所所在地（今後所属する予定の場合は、予定される事業所所在地）の市町村に提出し、市町村からの推薦書と併せて、市町村から（公財）介護労働安定センター山梨支部へ申し込むものとします。

○ 受付開始日：令和7年8月29日（金）

○ 締 切 日：令和7年9月26日（金）

○ 申 込 先：（公財）介護労働安定センター山梨支部

（〒400-0025 甲府市朝日1-3-12 朝日第一ビル2階）

（TEL：055-255-6355）

※ 郵送（締切日必着）又は持参してください（FAXは不可）。

※ 申込開始前に申込みをしても受付できませんので、予め御了承ください。

8 受講決定

受講の可否については、10月中旬頃までに、（公財）介護労働安定センター山梨支部又は山梨県健康長寿推進課から事業所及び各市町村へ通知する予定です。

9 参 加 費

4,000円 （支払期日厳守） ※ 支払期日は、受講決定時に通知します。

10 留意事項

- (1) 本研修は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の指定要件となっており、各サービスの計画作成担当者になることが予定される者には本研修の修了が義務付けられています。
- (2) 本研修を受講することにより、地域密着型サービス事業所の指定基準等を満たす必要がある等特別な事情がある場合は、申込書の備考の欄にその旨記載してください。
- (3) 本研修を受講するためには、別に実施する認知症介護実践研修における実践者研修（又は旧基礎課程）を予め修了していることが必要です。
- (4) 研修当日の遅刻・早退・欠席は、認められません（災害による交通途絶等、受講者の責に期さない事由による遅刻・欠席については、個別の状況を勘案の上、処遇を決定することとします。）。必ず講義・演習及び実習の全日程に参加できる方が申込みをしてください。
- (5) 感染症拡大防止や大雪等の天候悪化のため、やむを得ず本研修を延期又は中止等することがあります。開催状況については、（公財）介護労働安定センター山梨支部のホームページに掲載しますので、受講前に確認をしてください。
- (6) 研修期間中は一般的な感染症防止対策を施し、体調管理に十分ご留意ください。また、発熱や咳などの風邪症状や強い怠さがある場合には出席をお控えください。

（公財）介護労働安定センター山梨支部ホームページ

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/yamanashi/index.html>